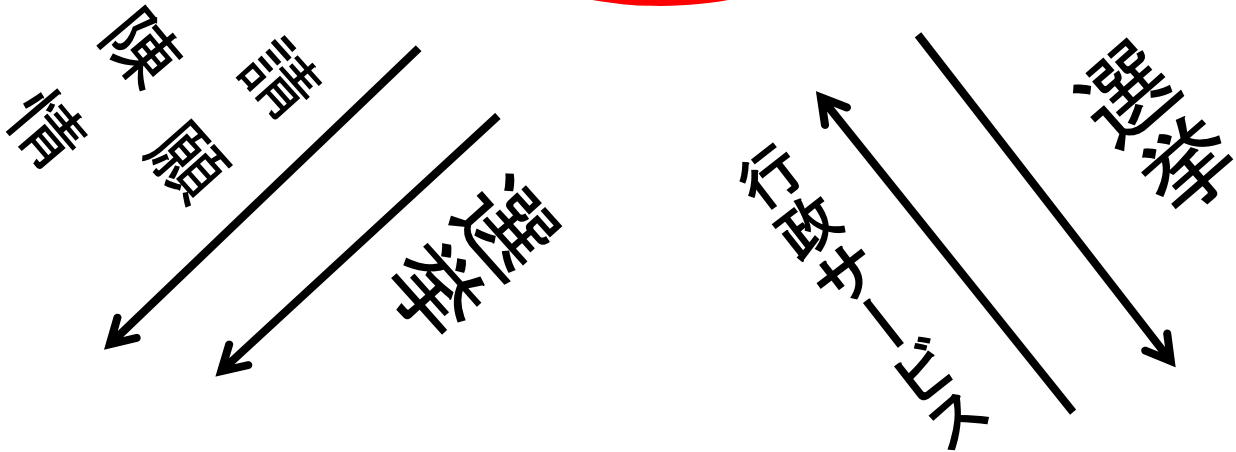


議会改革特別委員会

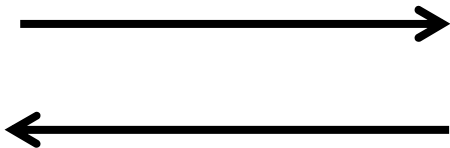
王寺町議会

町民



町議会

議決・調査・検査



町長

条例案・
予算案
決算案
の提出

(議決機関)

(執行機関)

町議会の役割

町議会は、地方自治法により設置が義務づけられており、町民の皆様のご直接選挙により選ばれた議員で構成され、次のように大きく6つの役割を担っています。

1. 議会は、
町民の皆さんを代表
する機関である。



2. 議会は
王寺町の意思を
決定する機関である。



3. 議会は
町長に対し提言する
機関である。



4. 議会は
地方公共団体の内部
機関である。



5. 議会は
執行機関を監視する
機関である。



6. 議会は
公益に関する機関意思
を決定する機関である。



平成28年度
議会改革特別委員会
新規検討項目



①

インターネット
(モニター) 中継の継
続審議



②

常任委員会での
席の配置



③ 一問一答対面
方式導入による議場
のレイアウト変更の
検討



④ 研修の検討
全議員・委員会
議員の自己研鑽
研修の予算化



⑤

議会ホームページ
の充実、強化



⑥

本会議及び委員会に
おいて、 質問、
答弁、回答 の際パ
ワーポイントを利用す
る。

以上が、議会改革特別委員会の6つの新規検討項目であります。

冒頭でも申し上げましたように、われわれ議員一同、王寺町の皆様にとりまして、より一層住みよい町となりますよう日々研鑽してまいりますので、今後ともご協力、そしてご指導賜りますよう、お願い申し上げます。

